「厚生労働省　保医発0327第10号の、長期収載品の処方等又は調剤に関する事項」に基づく掲示

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を患者さんが希望する場合、「特別の料金の支払い」が必要です。

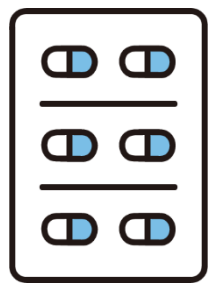
■後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬剤で、先発医薬品の処方を患者さんが希望される場合、**「特別の料金の支払い」が必要**です。

■後発医薬品の積極的な利用に、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

後発医薬品とは？

　後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(※)を持つ医薬品のことです。

(※)新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。





「特別の料金」はどのくらい？

　先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、患者一部負担金とともに支払うことになりました。

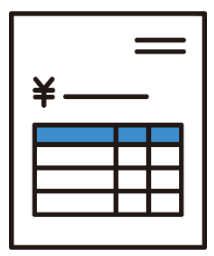
※なお、医師が「先発医薬品を処方する医療上の必要がある」と、判断した場合等は、特別の料金は必要ありません。

計算方法など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

「特別の料金」はどこで支払うの？

●「院外処方せん」の場合、調剤を受ける薬局でのお支払いとなります。

●藤本病院で夜間・休日に薬を受け取るときは病院でお支払いとなります。



医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／医事サービス課　●掲示開始日／2026年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）